

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

佐呂間町森林組合

平成19年9月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 佐呂間町森林組合の概要

II . 審査経過

III . 佐呂間町森林組合の審査における判定事由書

I 佐呂間町森林組合の概要

1. 申請者名称 佐呂間町森林組合 代表理事組合長 歳永守幸
(所在地) 北海道常呂郡佐呂間町字東133番地4
2. 認定事業体 佐呂間町森林組合
3. 事業内容・業種 素材生産・販売、木材加工・販売、木製品販売、チップ

4. 沿革・概要

佐呂間町は網走管内のほぼ中央（オホーツク海側）の農林水産業が主な町である。林業は昭和30年～昭和40年代に拡大造林（団地造林）を進め、現在の人工林面積は70%を越える状況にあり、民有林面積7,810ha（うち町有林1,628ha）のうちカラマツの面積は、3,142haと40%を占め、さらに6令級以上が主であり資源の成熟化が進んでいる。

佐呂間町森林組合では、間伐材の出材にともない、昭和48年より林構事業に着手し、加工及びチップ施設を整備して生産に入る。当初の加工製品は主として、ダンネージ材、梱包材、パレット材などが主であり、その後、昭和52年～56年にかけて第二次林業構造改善事業に着手、経営の合理化を図るとともに、素材生産事業、加工事業（製材、チップ、木製品）林産物販売までの一連の事業運営を確立して現在に至る。

また、平成15年度より、置戸林産流通加工協同組合連合会と協力して、堆肥舎等の農業施設の建設に取り組み、畜産環境整備事業による町内の堆肥舎の多くを町の要望によるカラマツ材を使用したトラス工法（PT型ハウス）として建設し、現在も「木」による牛舎、育成舎等に努力をしている。

平成16年2月には、北海道森林組合育成指導方針に基づき中核森林組合の認定を受け地域林業の担い手として積極的な事業を行っている。

現在の主なる事業は林産、販売、加工であり森林整備事業（造林、下刈、除間伐等）は補助金の削減により横ばいの状況にある。

平成18年度の素材の取扱量は、買い取りをあわせ、約19,000m³、加工製品の（素材、チップ）取扱量は約8,000m³であった。その他、建設等事業として、堆肥舎1棟を建設している。

【従業員数】

職員：5名（常勤理事含む）、常用人：6名

5. 分別・表示管理体制の確立

佐呂間町森林組合(以下：同組合)の事業体登録の対象となる事業は、販売事業(素材生産・販売)、加工事業および建設等事業である。

同組合では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」および「分別・表示管理体制図」を作成し、これに基づいた、各事業ごとの「認証林産物の加工・管理計画」を定めている。

運用にあたっては、「SGEC 認証森林から産出された製品等(以下「認証林産物」という。))と、それ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各過程で混在しないように分別・表示管理を担当する「認証林産物管理責任者」及び担当者を各部門に配置し、適正な管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保管する(上記方針書)こととしている。

なお、同組合および製材工場には、認証林産物の分別・表示管理に十分な広さの原木土場および、製品保管庫が併設されている。

(主な確認資料)

- ・ 佐呂間町森林組合平成 18 年度業務報告書
- ・ 佐呂間町森林組合定款
- ・ 佐呂間町森林組合認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 分別・表示管理体制図
- ・ 認証林産物の加工・管理計画書(素材販売、製材・チップ工場、建設事業)
- ・ 加工場配置図

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 佐呂間町森林組合の審査経過

佐呂間町森林組合の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年7月10日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

8月28日／書類確認及び現地確認

(場 所)

佐呂間町森林組合(事務所・土場・製材加工場)
木造牛舎(遠軽町)

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕

(出席者)

佐呂間町森林組合

代表理事組合長 歳永 守幸

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の原木の購入、製材から建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 土場及び製材加工場において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
4. 建築現場における工程管理、使用部材の分別状況・使用状況を確認した。

9月18日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 佐呂間町森林組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、「佐呂間町森林組合審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、佐呂間町森林組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

佐呂間町森林組合(北海道常呂郡佐呂間町)は、佐呂間町、北見市常呂町・留辺蘂町、紋別郡湧別町、上湧別町、遠軽町遠軽および旧北見市、紋別市を区域とし、北海道森林組合育成指導方針に基づき中核森林組合の認定を受け、地域林業の担い手として加工部門を中心に積極的な事業を行っている森林組合である。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

佐呂間町森林組合では、地域の間伐材の出材にともない、昭和48年より、林産・加工に取り組んできており、素材生産事業、加工事業(製材、チップ、木製

品) 林産物販売までの一連の事業運営を確立してきている。

現在の主たる事業は林産、販売、加工であり、平成18年度の素材の取扱量は、買い取りをあわせ、約19,000 m³、加工製品の(素材、チップ)取扱量は約8,000 m³。その他、建設等事業として、堆肥舎1棟を建設している。

以上のことから、認定事業体として当該要件を満たしている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回のSGEC認定事業体への取組は、近郊の紋別地域におけるSGEC森林認証材のブランド化の取組に共感しての取り組みで、紋別地域の認証森林所有者とは、これまでも継続的な取引関係があるとともに、今後さらに連携を強めていく予定である。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

平成15年度より、置戸林産流通加工協同組合連合会と協力して、堆肥舎等の農業施設の建設に取組み、畜産環境整備事業による町内の堆肥舎の多くを町の要望によるカラマツ材を使用したトラス工法(PT型ハウス)として建設し、現在も「木」による牛舎、育成舎等に努力をしている。

また、独自の緑化樹木用の移植用木製かごの開発など、カラマツ新用途開発に熱心に取り組んでおり、木工品などを東京などの量販店へ売り込むなど、販路開拓にも意欲的である。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

「認証林産物の分別・表示管理方針書」および「分別・表示管理体制図」に基づいた、各事業ごとの「認証林産物の加工・管理計画」を定めている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同組合および製材工場には、認証林産物の分別・表示管理に十分な広さの原木土場および、製品保管庫が併設されており、認証林産物と非認証林産物を明確に

区分して置き、他の製品等と混在しないように認証林産物であることを表示することが可能である。また、製材・加工工程においても、期間を定めて集中的に行うことによって、他の非認証林産物と分別管理を行うことは容易である。

今後、認証林産物の取り扱いに当たっては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」に基づき、「SGEC 認証森林から産出された製品等（以下「認証林産物」という。）と、それ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各過程で混在しないように分別・表示管理を担当する「認証林産物管理責任者」及び担当者を各部門に配置し、適正な管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保管する（上記方針書）」こととしている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

「認証林産物の分別・表示管理方針書」に基づき、「認証林産物管理責任者」及び担当者を各部門に配置し、「担当者に対する研修は、新規就労時及び配置換え時に実施するとともに、その他の従業員に対しても、ミーティングなどを行い、分別・表示の趣旨の周知を図る（上記方針書）」こととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

電算管理に当たっては、認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。